

平成 26 年 3 月 2 1 日

横浜市道路局  
局長 手塚 文雄殿

写) 国交省、横浜工事事務所  
松実 計画課長殿

横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会  
会長 比留間 哲生

## 「上郷公田線」に関する説明会について（抗議）

今般、3月19日栄区公会堂での首記説明会は、下記に述べる理由の通り住民を愚弄する暴挙で許すべからざる背信行為であります。また当日の説明は到底地権者が理解できる内容ではありません。従って、本説明会は土地収用法に準拠するものとは絶対に認められないとともに、貴局の強引な手法に対し嚴重抗議致します。

### 1. 憲法に違反する

私有財産は憲法29条で、これを侵してはならない。と規定されており、一方的で誠意のない土地収用は認められない。当該道路は、将来の市民に膨大な負債を残し、自然と住環境を破壊するものであり公益事業とはほど遠いものである。

### 2. 事業評価監視委員会に反する

当該道路については、国土交通省における事業評価監視委員会が付帯した条件のなかで、住民合意を得るべく、住民や地権者に対し丁寧な説明と合意への努力がなされるべきと記されている。これは強制収用という強硬手段とは全く相容れない。それは住民合意を無視するものである。

### 3. 公害紛争処理法に反する

事業者は地権者及び住民と、当該道路を含む横浜環状南線によって予想される大気汚染公害に関して紛争中で、神奈川県公害審査会において調停中である。それにも拘らず、強制収用という強硬手段をちらつかせる事は暴力団にも等しい愚挙である。

### 4. 人間としての信義に反する

上記2の付帯条件に基づき、貴局及び横浜環状南線の事業者三者と地権者及び住民は合意の上で、ほぼ1～2か月毎に質問と対話を行っており、来る3月25日にも開催が同意されている。それにも拘わらず、その裏で強制収用を目的とした貴殿の今回の行為は、一方的に対話を拒否するもので信義のかけらもなく、このような対応は絶対に許すことはできない。

ついては3月25日当日には、他事業者と同様に、従来出席者より責任ある上級者の出席を求めます。

以上